

伊賀市ふるさと納税支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、伊賀市ふるさと納税支援業務委託（以下「本業務」という。）を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 目的

本市が実施する本業務について、事務の効率化や寄附金の増加、市の魅力発信、関係人口の創出及び地域の活性化を図るため、寄附データの管理・分析、返礼品の発注・配送管理、返礼品の開発・拡充及び情報発信、寄附証明書の発行、ワンストップ特例処理への対応等を民間事業者へ委託するにあたり、プロポーザルにより豊富な知識と専門的な技術、ノウハウを有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により最も優秀な者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

伊賀市ふるさと納税支援業務委託

(2) 履行場所

伊賀市全域

(3) 業務内容

別紙「伊賀市ふるさと納税支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から 2025(令和7)年9月30日まで

(5) 見積上限

業務委託料 寄附金額の7%以内（消費税及び地方消費税を含まない。）

※以下の費用は含まない。

- ・本市が契約している寄附受付サイトの利用に係る使用料及び手数料
- ・クレジットカード決済等の決済手数料
- ・返礼品及び返礼品送付に関する費用
- ・お礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書、返信用封筒等の寄附者に対する書類の作成及び郵送料

【参考】本市が使用する寄附受付サイト及び過去2年間の寄附実績

■本市が使用する寄附受付サイト（7サイト）※2022(令和4)年6月30日現在
楽天ふるさと納税、ふるさとプレミアム、ふるさとチョイス、ふるなび、ふるさと本舗、さとふる、三越伊勢丹

■過去2年間の寄附実績

期 間	寄付件数	寄付額
2020(令和2)年4月～2021(令和3)年3月	13,990件	594,722,800円
2021(令和3)年4月～2022(令和4)年3月	18,335件	713,139,000円

※上記には、寄附受付サイトを介さない寄附を含まない。

3 担当部署

伊賀市企画振興部 地域創生課 地域創生推進係
〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地
電話 0595-22-9623 FAX 0595-22-9672
メールアドレス chisou@city.iga.lg.jp

4 選択方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、公告日現在において、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第15条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「事務事業委託—公共サービス業務」に登録されている者で、次に掲げる全てを満たしているものとする。

ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当していないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 法人税、所得税、消費税、地方消費税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申し立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申し立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (5) 公告から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (6) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一財）日本情報経済社会推進協会が認定しているものをいう。以下同じ。）等の認定取得又は企業内で情報セキュリティ方針の策定等を講じていること。
- (7) 法令、規則等に違反していない者
- (8) 他自治体において、2019(令和元)年度から2022(令和4)年度に、ふるさと納税

に係る支援業務（寄附データの管理、返礼品の発注及び配送管理、返礼品協力事業者等への支払業務並びに寄附者への対応に関する業務）の契約締結の実績があること。

6 実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

期日等	項目
公告（公募開始）	2022(令和4)年8月24日(水)
プロポーザル参加資格確認申請書類の受付	2022(令和4)年8月24日(水)から 9月5日(月)まで
質問書の受付	2022(令和4)年8月24日(水)から 8月30日(火)まで
質問書に対する回答	2022(令和4)年9月8日(木)
参加資格審査結果の通知	2022(令和4)年9月9日(金)まで
企画提案書類の受付	2022(令和4)年9月12日(月)から 9月30日(金)まで
プロポーザル審査（プレゼンテーション）	2022(令和4)年10月14日(金)
審査結果通知	2022(令和4)年10月下旬
契約の締結	2022(令和4)年11月上旬
本業務によるふるさと納税の受付開始	2023(令和5)年3月1日から

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードするものとする。

7 参加資格確認申請書類の受付

(1) 応募者は、下記提出書類を作成し、受付期間中に下記に示した提出先に持参又は郵送により提出すること。電話、ファックス、メール等による受付や受付時間外の受付は一切行わない。また、提出書類はいかなる理由でも返却しない。

なお、期限までに参加申込関係書類の提出がない者、参加資格要件に該当しないと認められた者のほか、次の要件に該当する応募者は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽があった場合
- ② 審査に関する不正な行為が認められた場合
- ③ 伊賀市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を構成する委員、本業務事業に従事する市職員及び市関係者に対して、所定の方法（質問書による質問等）以外で、本プロポーザル参加にかかる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ その他本プロポーザルの遂行にふさわしくないと認められた場合、参加資格確認申請書類が受理されていない場合は、本申込みはできない。

(2) 提出書類【提出部数：各1部】

書類名	留意点等	様式
プロポーザル参加 資格確認申込書	—	様式1
資格要件事前確認 書	—	様式2
契約締結実績書	<ul style="list-style-type: none"> ・2019(令和元)年度から2022(令和4)年度に契約締結した、ふるさと納税に係る支援業務(寄附データの管理、返礼品の発注及び発送管理、返礼品協力事業者等へお支払業務並びに寄附者への対応に関する業務)について、直近のものから2件記載すること。 なお、同種業務が1件の場合は、残りの欄は空欄とすること。 ※契約期間中のものを含む ・契約書(写)等及び仕様書(写)を添付すること。 	様式3
印鑑登録証明書	・2022(令和4)年4月1日以降に発行のもの(原本)	—
履歴事項全部証明書 又は現在事項全部証明書	・2022(令和4)年4月1日以降に発行のもの(原本)	—
役員名簿	・最新のもの(写)	—
納税証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・2022(令和4)年4月1日以降に発行のもの(原本) (1) 伊賀市内に本店を有する事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①すべての市税[未納税額のない納税証明書]=伊賀市収税課発行 (2) 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①すべての市税[未納税額のない納税証明書]=伊賀市収税課発行 ②消費税及び地方消費税[未納税額のない納税証明書その3]=所管税務署発行 (3) 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①すべての県税[未納税額のない納税確認書]=所管県税事務所発行 ②消費税及び地方消費税[未納税額のない納税証明書その3]=所管税務署発行 (4) その他の事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①法人税、消費税及び地方消費税[未納税額のない納税証明書その3の3]=所管税務署発行 	—

- (3) 提出期間
2022(令和4)年8月24日(水)から
2022(令和4)年9月5日(月)午後5時まで
※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
- (4) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便)とする。
ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (5) 提出先
〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地
伊賀市企画振興部 地域創生課 地域創生推進係(伊賀市役所本庁舎4階)
- (6) 提出部数
1部

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルの提出書類及び業務に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書(様式4)を使用して、電子メールに添付のうえ質問することとし、他の方法による質問は受け付けない。

なお、電子メールの件名は、本プロポーザルに関する質問であることが一見して分かるよう配慮すること。また、電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

- (1) 受付期間
2022(令和4)年8月24日(水)から
2022(令和4)年8月30日(火)午後5時まで
- (2) 送付先
伊賀市企画振興部 地域創生課 地域創生推進係
メールアドレス chisou@city.iga.lg.jp
※電子メール送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。
- (3) 質問書の回答日
2022(令和4)年9月8日(木)
- (4) 回答方法
質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、本市ウェブサイトに掲載することとし、個別の回答は行わない。
なお、提出者の名称及び独自のノウハウと判断した部分に関しては公表しないものとする。また、意見の表明と解されるものについては回答しない。

9 参加資格審査結果の通知

- (1) 参加資格審査結果の通知
7により提出された参加資格確認申請書類に基づき参加資格審査を行い、参加

資格の有無について決定し、2022(令和4)年9月9日(金)までに通知する。

(2) 参加資格の確認結果に対する説明要求について

参加資格がないと通知された者は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱(平成25年伊賀市告示第176号)第12条第3項の規定に基づき、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書により、その理由について説明を求めることができる。

① 申立期間

通知を受けた日から5日以内

※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

② 提出先

伊賀市企画振興部 地域創生課 地域創生推進係(伊賀市役所本庁舎4階)

③ 提出方法

持参とし、郵便等による提出は認めない。

(3) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、本プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

10 企画提案書類の受付

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次により企画提案書類を提出すること。

企画提案書類は、下記の提出書類の内容等に沿って所定の書類を整え、受付期間中に下記に示した提出先に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

ファックス、メール等による受付や受付時間外の受付は一切行わない。また、書類の提出後は、内容の追加や修正を一切認めないものとし、提出書類はいかなる理由でも返却しない。

(1) 提出期間

2022(令和4)年9月12日(月)から

2022(令和4)年9月30日(金)まで

※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)とする。

ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(3) 提出先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市企画振興部 地域創生課 地域創生推進係(伊賀市役所本庁舎4階)

(4) 提出書類一覧

① 応募に関する申込書【提出部数：1部】

書類名	留意事項等	様式
応募申込書	—	様式5

② 応募者に関する資料【提出部数：各1部】

書類名	留意事項等	様式
会社概要	・直近1事業年度分の決算書の貸借対照表、直近3事業年度分の決算書の損益計算書、及び直近1事業年度分のキャッシュフロー計算書を添付すること。	様式6
配置予定従事者調書	・担当業務内容は、本業務において担当することが想定される内容を簡潔に記載すること。 ・担当従事者が未定の場合は、「その他経験業務・資格等」欄のみ記載すること。	様式7

③ 企画提案書類【提出部数：各10部（正本1部、副本9部）】

- ・書類名の掲載順に下部中央に通し番号（ページ番号）を付け、左側綴じでレール式ファイルにより製本すること。
- ・提出する書類の正本には提案者名を記載した表紙を挿入すること。なお、副本には表紙及び全ての書類に提案者の名称やロゴマーク等を一切記入しないこと。
- ・A4版で20ページの範囲内で作成すること。
- ・文書及び写真、イラスト、イメージ図等で分かりやすくまとめること。
- ・文字の大きさは11pt以上とすること。
- ・使用言語は日本語とし、数字はアラビア数字を用いること。

書類名	留意事項等	様式
基本業務に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱うことができる寄附受付サイトの記載及び本市のふるさと納税において、寄附件数及び寄附額の増加に向け取り扱う寄附受付サイトの提案を記載すること。 (現在本市が使用している7つの寄附受付サイトから「さとふる」「三越伊勢丹」を除く5つの寄附受付サイトのうち、「楽天ふるさと納税」「ふるさとチョイス」「ふるなび」の3つを含め、5つ以上の寄附受付サイトの組み合わせを、その理由の記載も含め提案すること) ・寄附データの管理及び分析業務、返礼品協力事業者への返礼品の発注及び配送管理業務、返礼品協力事業者への支払業務及びコールセンター業務、寄附者への書類作成及び発行等を行う 	様式8

	<p>にあたっての業務プロセス、人員体制、具体的な手法等を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返礼品提供事業者の開拓及び返礼品の開発・拡充に関する業務を行うにあたっての業務プロセス、人員体制、具体的な手法等を記載すること。 ・個人情報保護に向けた対策、ワンストップ特例処理に関する業務プロセス、委託者の業務負担軽減に関する提案等を記載すること。 	
広報・プロモーションに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域性等を把握した上で、ふるさと納税の寄附件数及び寄附額の増加に向けて行う戦略的広報、プロモーションの手法及びプロセス等に関する提案を記載すること。 	様式9
ふるさと納税を通じた関係人口創出支援に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税を通じた関係人口創出支援に関する考え方、手法、提案・支援プロセス及び企画提案体制等に関する提案を記載すること。 	様式10
業務工程計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時（2022(令和4)年11月上旬）から寄附受付開始日（2023(令和5)年3月1日）までの期間における工程を含めて記載すること。 ・様式で定める内容を満たすものであれば、任意様式による提出も可能とする。 	様式11

④ 参考見積書【提出部数：1部】

書類名	留意事項等	様式
参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附額に対する%を記載すること。 ・消費税を含まない見積として記載すること。 	様式12

11 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式13）

(2) 提出期限

2022(令和4)年9月16日(金)午後5時まで

※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期限内に必着すること。

(4) 提出先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市企画振興部 地域創生課 地域創生推進係（伊賀市役所本庁舎4階）

(5) 提出部数

1部

12 提案書類等の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

応募者が本提案に参加する資格を有していることを確認した上で、伊賀市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において提案者によるプレゼンテーションを実施し、提出された企画提案書類等及びヒアリング審査の合算により、評価、採点を行う。

(2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) プロポーザル審査（プレゼンテーション）

① 実施日時 2022(令和4)年10月14日(金)

② 実施場所 伊賀市役所本庁舎

※時間や場所等は、参加資格審査結果の通知時に、応募者に文書で通知する。

③ 実施方法 応募受付順により企画提案書類の説明及び質疑を行う。

※説明を欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

④ 実施時間 50分程度（説明20分、質疑30分）

(4) 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は失格となることがある。

① 本要領に定める手続以外の手法により、委員会の委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

② プレゼンテーション時に委員会の許可なく追加資料等を提出した場合

③ その他委員会が不適格と認めた場合

(5) 審査、選定の基準

① 委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を基に評価、採点を行い、委員会の委員による採点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者として特定する。ただし、審査の評価点の合計が、審査配点の総合計に対し100分の60に満たない場合は、最優秀提案者又は次点者として認めないものとする。

なお、評価点が高点の者が2者以上となった場合は、審査項目「エ 広報・プロモーションの充実」及び「オ ふるさと納税を通じた関係人口創出への支援体制」の合計点が高い者を最優秀提案者として決定するものとする。

②審査項目、評価基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
ア 財務状況	・企業の短期的な支払能力があるか。また、企業の収益力及び安定性があるか。	10
イ 業務体制	・本市のふるさと納税において取り扱う寄附受付サイトの提案が、その理由も含め提案されているか。 ・寄附受付サイトにおける支援業務対応、返礼品協力事業者への対応、返礼品の配送業務、寄附者及び返礼品協力事業者からの問い合わせ対応、寄附データの管理や分析が行える体制が整っているか。 ・業務を適正かつ確実に遂行する体制を有し、業務の安定的な運用が見込めるか。 ・ワンストップ特例処理業務の対応状況や業務の効率化、委託者の業務負担軽減に関する提案がなされているか。 ・個人情報保護のために必要な対策がとられているか。	25
ウ 返礼品協力事業者の開拓及び返礼品の開発・拡充	・新たな返礼品協力事業者の開拓について、具体的な方法が示され、返礼品協力事業者及び魅力ある返礼品の拡充につながる提案になっているか。 ・本市の地域特性等を踏まえた返礼品の開発に関する提案がなされているか。	10
エ 広報・プロモーションの充実	・寄附件数の増加に向けた寄附受付サイト等の効果的な活用方法や、具体的な支援プロセスが提案されているか。	20
オ ふるさと納税を通じた関係人口創出への支援体制	・寄附者と本市とが、ふるさと納税を通じて継続的につながりを持つための企画提案体制が整っているか。また、本市への具体的な支援プロセス等が提案されているか。	20
カ 受付開始までの工程管理	・本業務に係るふるさと納税受付開始日までの工程、返礼品協力事業者等関係者への対応内容等が具体的に示されているか。	10
キ 参考見積	・見積上限の範囲内の見積となっているか。	5
合 計		100

(6) 審査結果の通知

審査の結果に基づき、最優秀提案者、次点者に特定した者及び決定しなかった者に対し、プロポーザル提案書評価結果通知書にてその旨を通知する。

(7) 審査の結果に対する説明要求について

最優秀提案者及び次点者に特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により非特定理由の説明を求めることができる。

① 提出期間

プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日から5日以内

※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

② 提出先

伊賀市企画振興部 地域創生課 地域創生推進係（伊賀市役所本庁舎4階）

③ 提出方法

持参とし、郵便等による提出は認めない。

13 業務委託先の決定

(1) 仕様書の作成

最優秀提案者として特定した旨の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し仕様書を作成すること。

(2) 契約の方法

仕様書が作成されたのち、最優秀提案者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀提案者に事故等があり契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

14 その他の留意事項

(1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

(2) 資料作成に要する費用は、応募者及び提案者の負担とする。

(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

(4) 企画提案書類の提出者は、本業務に関して専門分野についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

(5) 企画提案書類を提出した者が、審査委員会を構成する委員、本業務事業に従事する市職員及び市関係者に対して本プロポーザルに関して接触を求めたときは失格とする。

(6) 企画提案書類等が、次のいずれかに該当する場合は無効となる場合がある。

① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

② 企画提案書類等について指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑤ 提出した書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同ーあるいは類似の案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。